

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月19日
【事業年度】	第26期（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）
【会社名】	パラカ株式会社
【英訳名】	Paraca Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 内藤 宗
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03（6841）0809（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 市川 克己
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03（6841）0809（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 市川 克己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
売上高	(百万円)	13,670	14,085	12,471	11,761	12,974
経常利益	(百万円)	1,952	2,076	1,185	1,575	2,039
当期純利益	(百万円)	1,881	2,381	748	977	1,395
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	1,765	1,792	1,812	1,839	1,847
発行済株式総数	(株)	10,182,600	10,229,400	10,257,200	10,294,600	10,304,600
純資産額	(百万円)	13,278	15,221	15,497	15,998	16,886
総資産額	(百万円)	30,740	34,035	35,608	35,778	37,671
1株当たり純資産額	(円)	1,345.42	1,533.84	1,557.36	1,600.26	1,685.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	50.00 (-)	52.00 (-)	55.00 (-)	55.00 (-)	62.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	192.08	241.47	75.51	98.19	139.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	186.54	238.35	74.91	97.88	139.21
自己資本比率	(%)	43.0	44.6	43.4	44.7	44.7
自己資本利益率	(%)	15.1	16.8	4.9	6.2	8.5
株価収益率	(倍)	11.75	8.52	21.59	17.38	13.00
配当性向	(%)	26.0	21.5	72.8	56.0	44.4
営業活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	2,083	1,935	644	2,443	1,975
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	1,703	1,156	2,858	1,314	2,452
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	472	507	1,463	1,446	255
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	3,934	5,221	4,470	4,152	3,931
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	(人)	80 [11]	80 [9]	85 [3]	79 [3]	87 [10]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%)	96.9 (110.8)	90.7 (99.3)	75.1 (104.2)	80.6 (132.9)	87.8 (123.4)
最高株価	(円)	2,801	2,266	2,129	1,924	2,016
最低株価	(円)	2,026	1,402	1,315	1,556	1,485

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」

及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4. 最高・最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場のものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

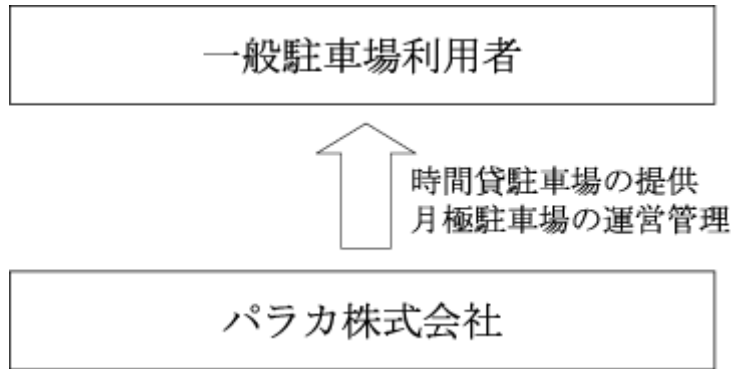
2【沿革】

年月	事項
平成9年8月	東京都新宿区大久保に、駐車場の運営及び管理業務、駐車場装置の販売業務を目的としてパルク株式会社を資本金20百万円にて設立
平成9年9月	東京都文京区にて24時間無人時間貸駐車場の運営を開始
平成9年10月	本社所在地を東京都新宿区西新宿に移転
平成10年3月	日本証券業協会に株式を店頭取扱有価証券として届出
平成11年7月	本社所在地を東京都品川区東大井に移転
平成12年7月	千葉県八千代市にて土地を自社にて所有する方法による駐車場の運営を開始
平成13年2月	本社所在地を東京都港区虎ノ門に移転
平成14年8月	大阪府大阪市に大阪営業所（現 大阪支店）を開設
平成15年4月	店頭取扱有価証券の登録を廃止
平成15年5月	東京都豊島区にて証券化駐車場の運営を開始
平成16年1月	商号をパラカ株式会社に変更
平成16年2月	東京都杉並区阿佐谷南にて駐輪場の運営を開始
平成16年9月	本社所在地を東京都港区麻布台に移転
平成16年12月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
平成16年12月	北海道札幌市にて自走式立体駐車場ビルを取得し、自社駐車場として運営を開始
平成17年8月	岩手県盛岡市にて、自走式立体駐車場を竣工し、証券化駐車場として運営を開始
平成17年11月	愛知県名古屋市に名古屋営業所を開設
平成18年4月	福岡県福岡市に福岡営業所を開設
平成18年9月	有限会社神谷町パークを連結子会社化
平成22年12月	神奈川県横浜市に横浜営業所を開設
平成23年2月	有限会社神谷町パークを吸収合併
平成23年6月	京都府京都市に京都営業所を開設
平成23年9月	宮城県仙台市に仙台営業所を開設
平成24年10月	兵庫県神戸市に神戸営業所を開設
平成24年10月	埼玉県さいたま市に埼玉営業所を開設
平成25年6月	宮城県大崎市にて太陽光発電事業を開始
平成25年8月	茨城県水戸市にて太陽光発電を開始
平成25年9月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
平成26年9月	新潟県新潟市に新潟営業所（現 新潟支店）を開設
平成27年4月	静岡県伊豆市にて太陽光発電を開始
平成27年12月	茨城県かすみがうら市にて太陽光発電を開始
平成28年4月	北海道札幌市に札幌営業所を開設
平成29年4月	千葉県千葉市に千葉営業所を開設
平成29年5月	大阪府大阪市に大阪営業所を開設
平成29年5月	本社所在地を東京都港区愛宕に移転
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場へ移行

3【事業の内容】

当社は、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理に関連する事業を展開しており、区分すべき事業セグメントは存在していません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



当社は、日本の駐車場不足を解消するために、より必要な場所に1台でも多くの駐車場を供給し、健全なクルマ社会の発展に貢献するという使命のもと、大都市圏を中心として、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理を行っており、事業区分を「賃借駐車場」「保有駐車場」「その他」に分類しております。

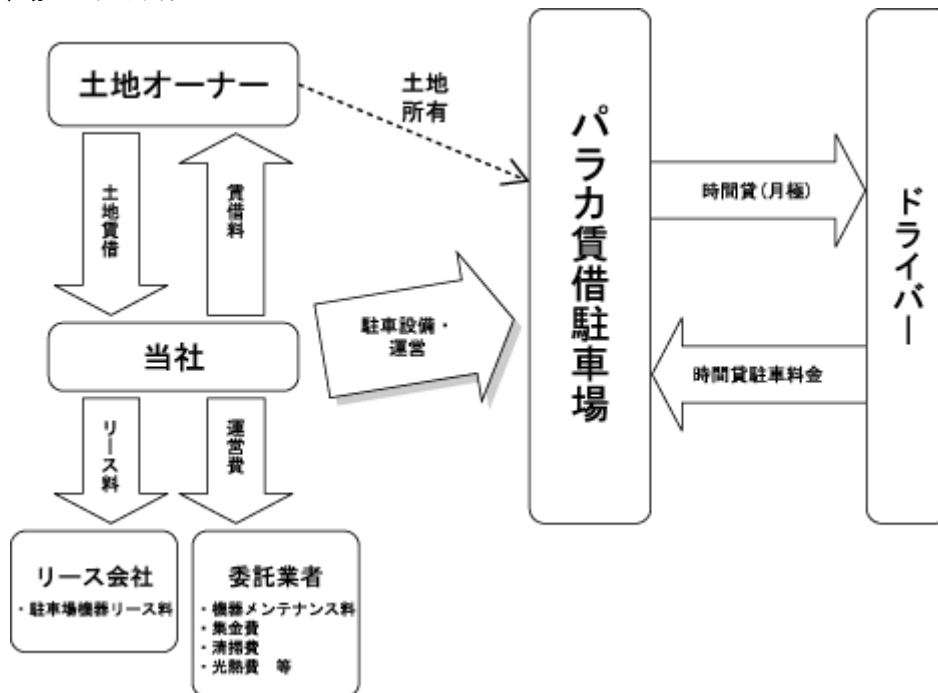
賃借駐車場及び保有駐車場は、駐車場の運営形態別に分類しており、時間貸駐車場の運営管理に関する業務全般を一貫して行っております。

また「その他」は、不動産賃貸、自動販売機収入、太陽光発電、バイク駐車場及び駐輪場の運営管理等となっております。

(1) 賃借駐車場

賃借駐車場は、当社事業の基本を成すビジネスモデルであり、具体的には、土地オーナーに賃借料を支払い、当社で駐車場設備を設置し、運営管理を行います。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高、そこから賃借料（月額）、駐車機器のリース料（精算機・ロック板・看板等）、減価償却費、運営管理費（機器メンテナンス料・集金費・清掃費・光熱費等）を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

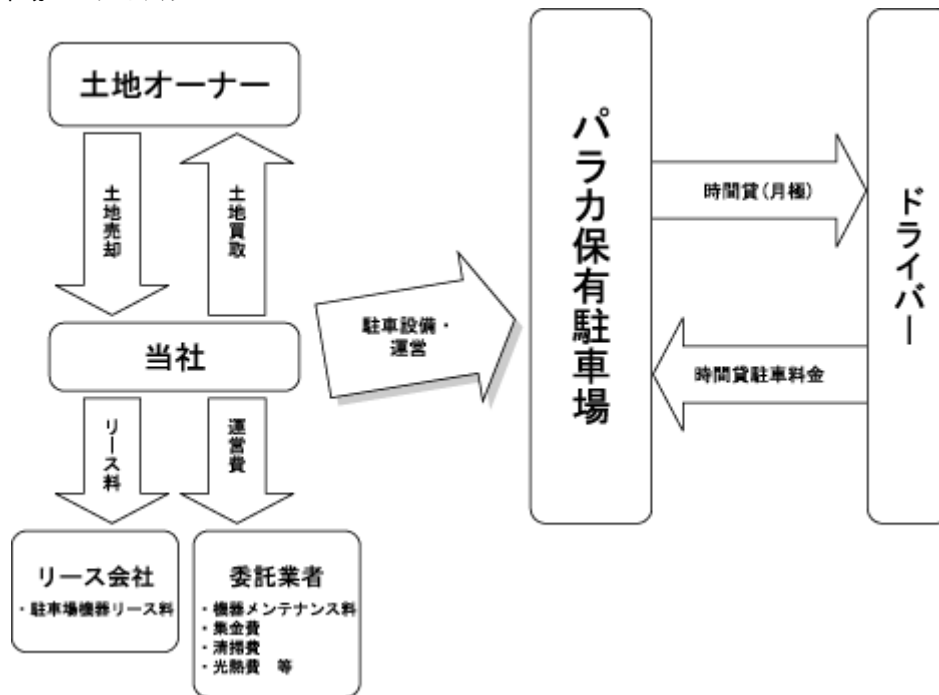
賃借駐車場のビジネスフロー



(2) 保有駐車場

保有駐車場は、自社で駐車場用地を購入し、運営管理するモデルであります。当社で用地を取得することから、土地所有者都合による解約は発生せず、賃借料も発生しません。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高になり、そこから固定資産税・都市計画税、駐車機器のリース料、減価償却費、運営管理費を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

保有駐車場のビジネスフロー



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
87 (10)	33.6	7.1	5,749

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 平均年間給与は、従業員1人当たりの基本給、賞与及び基準外賃金の合計額を算定しております。
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び派遣社員)の平均雇用人員であります。
 4 当社は、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理に関連する事業を展開しており、区分すべき事業セグメントは存在していません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが労使委員会を設けており、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

経営方針

当社の経営の基本方針は「日本の駐車場不足を解消し、快適なクルマ社会を実現すること」であります。現在の日本では、特に都市部において、駐車場が不足していると言われております。また、現在のコインパーキング（時間貸駐車場）業界においては、駐車場用地の大部分を賃借に依存し、駐車場の供給は公共性が高いにもかかわらず、常に解約リスクにさらされている状況であります。

より必要な場所により多くの駐車場を供給していくこと、解約のない駐車場あるいは解約されにくい駐車場をより多く供給すること、そして日本の駐車場不足を解消し、快適なクルマ社会を実現すること、が当社の志であり、存在意義であります。

経営環境及び経営戦略

コインパーキング（時間貸駐車場）業界の市場規模については、包括的な業界団体が存在せず、また小規模な路外駐車場は開設時に行政への届出が不要であることから正確な数値は算出できないものの、日本経済新聞社が毎年実施している「サービス業調査」によると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3～4年調査を除き、10年以上連続で業界売上高は拡大しております。

その要因としましては、平成18年の道路交通法改正により違法駐車取締りが強化されたこと、店舗付帯駐車場の不正対策として時間貸駐車場化が進められたこと、近年の旺盛な駐車需要により駐車場料金相場が上昇傾向であること、全国の乗用車保有台数が微増を続けていること等が挙げられると考えております。

このような経営環境において、当社は安定的な財務基盤を背景に、「基盤収益」である保有駐車場への投資を積極化しております。なお、当社の当事業年度末における自己資本比率は44.7%であります。同業他社については保有駐車場モデルの事業展開は殆ど無く、他社との競争優位性を確保するための重要な要素となっております。保有駐車場事業は「売上総利益額及び売上総利益率」が高いだけでなく、その取得時にデベロッパーを含む不動産業者や金融機関との関係を強化することが出来、駐車場用地情報の拡大が可能となっております。また、保有駐車場を核として、その周辺に固定方式もしくは駐車場売上によって賃料が変動する還元方式による賃借駐車場の開発という衛星的な展開が可能となっております。

更に、保有駐車場を核とし、全国の中核都市において、それぞれの地域で車室数、事業地件数、売上において地域一番を目指すべく、人的、組織的、金額的経営資源を重点的に投入し、その地域での優位性を確保する戦略を進めております。

これらの戦略を推進するため、当社では、立地判断、車室設計、オペレーション、プライシングの4つの「標準化」を行っています。標準化により物件開発、車室設計、運営管理等に関するノウハウの蓄積が可能となり、経営資源を強化することができます。加えて、様々な情報の蓄積と積極的な活用を図るため、営業支援システムの充実を進めております。

以上により、同業他社との差別化を図り、事業拡大と収益性の向上を同時に達成し、専門企業として最も存在感のある会社を目指してまいります。

経営環境への新型コロナウイルス感染症の影響に関して、令和2年4月～5月の一度目の緊急事態宣言下においては売上高の急激な落ち込みが生じたものの、感染拡大の度にその影響は低減し、令和4年9月次の売上高においては令和元年同月比98.0%まで回復いたしました。

新型コロナウイルス感染者数の推移を踏まえると、令和5年9月期については、新型コロナウイルス感染症は定期的に感染拡大するものの、ウィズコロナを前提として社会経済活動が徐々に再開され、経済活動は正常に近づいていくものと想定しており、事業継続ならびに業績への影響は限定的であると想定しております。

経営戦略に関しては、保有駐車場は外部環境により売上高が減少する局面においても、その高い売上総利益率により「基盤収益」として経営を下支えする役割を担うことを再認識いたしました。引き続き、保有駐車場への投資を継続してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については不確実性が高く、今後の感染拡大の状況や経済への影響によっては、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

重視する経営指標

当社の重要な経営指標は次の3つとなります。1つ目は「基盤収益」、2つ目は「売上総利益額及び売上総利益率」、3つ目は「車室残高」です。

1つ目の「基盤収益」ですが、保有駐車場、不動産収入、太陽光発電事業から構成されます。これらの事業は、外部環境に左右されにくく、安定的な収益をもたらす事業であり、この「基盤収益」の拡大が、長期安定的な利益成長につながるため重要視しております。

2つ目の「売上総利益額及び売上総利益率」ですが、駐車場の収益性を端的に表すことから本業の状況確認のための最も基本的な数値として重要視しております。

3つ目の「車室残高」ですが、管理車室数を継続的に増やしていくことが持続的な成長には欠かせないことから重要視しております。

当社のビジネスはいわゆるストック型のビジネスモデルと捉えておりますので、良質なものを少しでも多く積み重ねていくことを重視しているため、上記の各指標につき具体的な数値目標としては定めておりません。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

(1) 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

(2) 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めております。

(3) オペレーションスキルの向上

当社は「標準化」を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

(4) 営業力の強化

当社が成長を図る上では、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、「標準化」を推進し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。加えて、営業支援システムの機能向上、情報の蓄積と活用を促進してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクとして投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日において当社が判断したものであります。

(1) 事業におけるリスクについて

イ 事業用地の確保について

当社における駐車場運営形態としては、「賃借」及び「保有」があります。当社では、賃借によって駐車場用地を確保する「賃借駐車場」が、当社の運営管理する駐車場の中で高い割合を占めており、当社事業の基本を成すビジネスモデルであります。「賃借駐車場」は、土地オーナーに賃借料を支払い、当社で駐車場設備を設置し、運営管理を行います。時間貸駐車料金（一部月極を含む）が売上高、そこから賃借料、駐車場機器（精算機・ロック板等）の減価償却費、リース料、運営管理費（機器メンテナンス料・集金費・清掃費・光熱費等）を差し引いたものが、個別の駐車場の売上総利益となります。

当社が事業を拡大するためには、駐車場用地の確保が必要となりますが、土地所有者の土地の有効活用に対する旺盛な需要を背景として、当社の物件数及び車室数の推移は概ね順調に増加しております。なお、令和2年9月期及び令和3年9月期については、新型コロナウイルス感染症の影響により、不採算事業地の解約や新規開拓事業地の厳選を行ったため、若干の減少となりましたが、令和4年9月期には積極的な営業活動を再開し、車室数は過去最多を更新いたしました。

（単位：車室（件））

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 当事業年度
決算年月	平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
賃借駐車場	24,983 (1,922)	26,513 (1,943)	26,143 (1,851)	25,609 (1,805)	28,090 (1,867)
保有駐車場	4,235 (177)	4,389 (203)	4,569 (230)	4,587 (236)	4,762 (252)
合計	29,218 (2,099)	30,902 (2,146)	30,712 (2,081)	30,196 (2,041)	32,852 (2,119)

今後につきましては、地価の動向、土地に係る税制の改正等の要因により不動産市場が活発化した場合、土地所有者にとって土地の有効活用のための選択肢が増加することにより、当社にとって駐車場用地の確保が困難になり、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

提出日現在、当社は本リスクが顕在化することが予測される情報について、認識をしておりません。

本リスクへの対応策として、売上総利益率が高く、解約リスクのない保有駐車場を簿価29,521百万円分（不動産信託受益権含む土地）所有しております。また、土地の有効活用のための選択肢については常に注視し、検討を行います。

ロ 土地所有者との賃貸借契約が解約される可能性について

賃借駐車場を設置する際には、土地所有者との間で当社を賃借人とする賃貸借契約を締結しております。当該契約期間は概して2～3年間（当初契約期間）となっており、期間満了後は1年毎の自動更新となっておりますが、土地所有者の意思により賃借駐車場に係る契約の多くが解約された場合、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

提出日現在、当社は本リスクが顕在化することが予測される情報について、認識をしておりません。

本リスクへの対応策として、定期的に土地所有者との意思疎通を行い、土地所有者の要望等を認識し適宜対応することで本リスクの低減を図っております。

(2) 法的規制等について

当社が営む時間貸駐車場の運営に関して、特有の法的規制は現在のところありません。駐車場の設置等に関する法令としては、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めた「駐車場法」をはじめ、都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通法」並びに自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」等があります。

これらの法律が変更された場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

今後、都市部の自動車利用の制限につながるような法改正等がなされた場合には、当社の営業地域における駐車場の需要の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

提出日現在、当社は本リスクが顕在化することが予測される情報について、認識をしておりません。

本リスクへの対応策として、関係法令の改正情報等を早期に入手し、その影響を検討して対策をとるとともに、関係法令の遵守を徹底いたします。

(3) 借入金について

当社における駐車場開発形態としては、「賃借」及び「保有」がありますが、土地を保有する場合には、当該資金の大部分を金融機関からの長期借入金により調達しております。金融機関からの借入に当たっては原則として借入期間を20年とし、金利についてもその多くを固定金利での調達としておりますが、今後の金利動向等、金融情勢の急激な変化により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

提出日現在、当社は本リスクが顕在化することが予測される情報について、認識をしておりません。

本リスクへの対応策として、上記の通り、金融機関からの借入に当たっては原則として借入期間を20年とし、金利についてもその多くを固定金利での調達としております。

なお、最近5ヵ年における自己資本比率、長期借入金の推移は、以下のとおりであります。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期 当事業年度
決算年月	平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
自己資本比率（％）	43.0	44.6	43.4	44.7	44.7
長期借入金合計（百万円）	13,575	15,269	17,498	17,173	18,339
1年内返済予定の長期借入金 （百万円）	1,585	1,592	1,744	1,780	1,992
長期借入金（百万円）	11,989	13,676	15,754	15,393	16,347

(4) 事業用土地の状況について

当社では、当事業年度末現在、総資産額37,671百万円に対し、簿価29,781百万円の土地（不動産信託受益権含む）を所有しております。

これらの土地等につきましては、殆どが当社が営む時間貸駐車場に係る駐車場用地であり、原則的には継続して所有し事業の用に供するものです。また、現時点におきましては、十分な収益を確保しているものと当社では認識しております。しかしながら、今後、売上の低下や営業戦略の大幅な変更等により、当社の事業にとって不要な土地等を売却した場合、当該地価の動向によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することとなるため、今後の地価の動向や当社の収益状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

提出日現在、当社は本リスクが顕在化することが予測される情報について、認識をしておりません。

本リスクへの対応策として、事業用土地の取得にあたっては、特定の駐車需要に依存し過ぎないことや取得金額が路線価等の指標金額に対して特に高価となる場合には、その売上予測根拠の正確性について丁寧に検証を実施しております。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、令和2年4月～5月の一度目の緊急事態宣言下においては売上高の急激な落ち込みが生じたものの、感染拡大の度にその影響は低減し、令和4年9月次の売上高においては令和元年（2019年）同月比98.0%まで回復いたしました。

新型コロナウイルス感染者数の推移を踏まえると、令和5年9月期については、新型コロナウイルス感染症は定期的に感染拡大するものの、ウィズコロナを前提として社会経済活動が徐々に再開され、経済活動は正常に近づいていくものと想定しており、事業継続ならびに業績への影響は限定的であると想定しております。

本リスクへの対応策として、不採算駐車場の解約、還元方式への移行、賃料変更など、売上原価の削減に努めると共に、新規開設事業地の厳選を行いました。提出日現在においては積極的な営業活動を再開しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については不確実性が高く、今後の感染拡大の状況や経済への影響によっては、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）における我が国の経済は、令和3年10月～12月においては、新型コロナウイルスの感染者数が低水準で推移したことにより、経済活動正常化の動きが見られたものの、令和4年1月よりオミクロン株による感染が急増し、各種経済活動を自粛する動きが強まったことから、景気感は再び悪化しました。令和4年2月上旬をピークに感染者数は緩やかな減少傾向となったものの、7月～9月にかけては感染拡大第7波が発生し、過去最大の感染者数を記録しました。第7波においては、強力な行動制限は発出されず、ウィズコロナを前提とした社会経済活動の再開が模索されました。

当社の属する駐車場業界においては、令和3年10月～12月売上高は全国的に改善がみられ、好調に推移しましたが、令和4年1月売上高より前記オミクロン株による感染拡大の影響を受けました。特に令和4年2月については、札幌市における記録的豪雪の影響も重なり、前年同月を下回る売上高となりました。令和4年3月～6月にかけては、感染者数の減少に伴い、売上高は回復傾向となりましたが、7月以降は感染拡大第7波の影響を受けました。しかしながら、その影響は、過去の感染拡大期と比較して大幅に軽微となりました。

このような状況において、当社は感染拡大時の採算性についても考慮しつつ営業活動を行い、新規駐車場の開設を進めるとともに、既存駐車場においても料金変更を機動的に行うなど採算性向上に努めました。

その結果、当事業年度においては、184件3,775車室の新規開設、106件1,119車室の解約等により、78件2,656車室の純増となり、9月末現在2,119件32,852車室が稼働しております。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新規開設駐車場の厳選及び不採算駐車場の解約を実施したため、運営車室数が一時的に減少しましたが、本格的な営業活動の再開により回復し、令和2年（2020年）3月末の32,006車室を上回って過去最高の運営車室数となりました。

なお、令和3年10月から令和4年9月にかけての売上高及び売上総利益の推移は下記の通りです。

	令和3年10月次	令和3年11月次	令和3年12月次
売上高（百万円）	1,065	1,070	1,139
売上高 前年同月比	101.1%	106.4%	110.9%
売上高 一昨年同月比	92.9%	92.1%	91.7%
売上総利益（百万円）	338	347	375
売上総利益率	31.7%	32.5%	32.9%

	令和4年1月次	令和4年2月次	令和4年3月次
売上高（百万円）	988	892	1,099
売上高 前年同月比	108.8%	99.0%	104.6%
売上高 一昨年同月比	86.6%	81.1%	101.5%
売上総利益（百万円）	263	173	304
売上総利益率	26.7%	19.5%	27.7%

	令和4年4月次	令和4年5月次	令和4年6月次
売上高（百万円）	1,065	1,089	1,124
売上高 前年同月比	110.4%	117.6%	114.0%
売上高 一昨年同月比	133.6%	136.2%	116.0%
売上高 令和元年（2019年）9月期比	90.7%	94.4%	96.2%
売上総利益（百万円）	296	331	351
売上総利益率	27.8%	30.4%	31.3%

	令和4年7月次	令和4年8月次	令和4年9月次
売上高(百万円)	1,160	1,133	1,145
売上高 前年同月比	112.2%	119.8%	120.1%
売上高 一昨年同月比	112.3%	116.4%	112.4%
売上高 令和元年(2019年)9月期比	94.7%	93.3%	98.0%
売上総利益(百万円)	367	328	318
売上総利益率	31.6%	29.0%	27.8%

上記により、当事業年度の売上高は12,974百万円(前事業年度比10.3%増)、営業利益2,253百万円(前事業年度比26.1%増)、経常利益2,039百万円(前事業年度比29.4%増)、当期純利益1,395百万円(前事業年度比42.8%増)を計上いたしました。

当社の駐車場形態ごとの状況は以下の通りであります。

(賃借駐車場)

当事業年度においては、166件3,551車室の開設及び、104件1,070車室の解約等により、62件2,481車室の純増となりました。その結果、9月末現在1,867件28,090車室が稼働しております。売上高は10,413百万円(前事業年度比9.5%増)、売上総利益は1,902百万円(同16.9%増)となりました。

(保有駐車場)

当事業年度においては、札幌市1件4車室、宮城県石巻市1件52車室、仙台市1件7車室、新潟市1件10車室、埼玉県草加市1件12車室、東京都北区1件3車室、東京都中央区2件12車室、東京都台東区1件7車室、東京都江戸川区1件10車室、立川市1件5車室、横浜市1件2車室、名古屋市2件19車室、岐阜市1件6車室、京都市1件6車室、大阪府池田市1件56車室、長崎市1件7車室を新規開設いたしました。また、既存保有駐車場の隣地を取得することで、甲府市において4車室増設いたしました。一方で、ポートフォリオの見直しを行い、神奈川県鎌倉市1件15車室及び山形市1件33車室の保有駐車場(土地)を売却しました。当該売却により、固定資産売却益34百万円を計上しております。また、レイアウト変更に伴い、埼玉県越谷市において2車室増設、名古屋市において1車室減設いたしました。その結果、18件224車室の増加、2件49車室の減少となり、9月末現在においては252件4,762車室が稼働しております。売上高は2,036百万円(同13.9%増)、売上総利益は1,630百万円(同16.7%増)となりました。

このほか、当事業年度において、東京都江東区1件2車室分、京都市1件2車室分、大阪市1件4車室分の駐車場用地を取得しており、翌事業年度第1四半期にオープンしております。

当事業年度において、保有駐車場への投資額は2,582百万円となりました。

(その他売上)

当事業年度においては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上、バイク・バス・駐輪場売上、太陽光発電売上等により、売上高は524百万円(同12.2%増)となりました。

b. 財政状態の状況

当事業年度末における総資産は37,671百万円となり、前事業年度末に比べ1,892百万円増加しました。これは主に有形固定資産における土地の増加(2,266百万円)、流動資産における現金及び預金の減少(221百万円)によるものであります。

当事業年度末における負債の部は20,784百万円となり、前事業年度末に比べ1,005百万円増加しました。これは主に借入金の増加(1,165百万円)によるものであります。

当事業年度末における純資産の部は16,886百万円となり、前事業年度末に比べ887百万円増加しました。これは主に当期純利益に伴い利益剰余金が増加(832百万円)したことによるものです。

この結果、自己資本比率は、前事業年度末から変動無く、44.7%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ221百万円減少し、3,931百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は前事業年度に比べ468百万円減少し、1,975百万円となりました。これは主として、税引前当期純利益2,048百万円、減価償却費564百万円、法人税等の支払額658百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は前事業年度に比べ1,137百万円増加し、2,452百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出2,803百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は255百万円（前事業年度は1,446百万円の支出）となりました。これは主として、長期借入れによる収入が3,294百万円に対し、長期借入金の返済による支出が2,128百万円、リース債務の返済による支出が366百万円、配当金の支払いが563百万円であったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当事業年度における駐車場形態毎の販売実績は以下のとおりです。

駐車場形態	金額（百万円）	前年同期比（％）
賃借駐車場	10,413	9.5
保有駐車場	2,036	13.9
その他事業	524	12.2
合計	12,974	10.3

（注） 当事業年度における地域別販売実績及び構成比は次のとおりであります。

地域別	前事業年度 （自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）		当事業年度 （自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
関東地区	5,500	46.8	6,029	46.4
関西地区	3,084	26.2	3,344	25.8
その他	3,176	27.0	3,600	27.8
合計	11,761	100.0	12,974	100.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表を作成するにあたり、経営者により会計基準の範囲内で見積り計算が行われており、資産及び負債、収益並びに費用にその結果が反映されております。これらの見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なることがあります。

詳細については、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」、「同注記事項(重要な会計上の見積り)」及び「同注記事項(追加情報)」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度は、ウィズコロナを前提とした社会経済活動の再開に合わせ、積極的な営業活動を行うとともに、料金変更を機動的に実施し、売上高と利益の最大化を図りました。前事業年度より注力してきた、デベロッパーや不動産仲介会社との業務提携により案件数は大きく増加し、新規開設車室数は前期比2.4倍となる3,775車室に達し、車室残高は前期比で8.8%増となりました。稼働の回復も追い風となり、売上高は10.3%増加しました。料金変更については、当期は延べ957件の駐車場で実施いたしましたが、うち738件(77%)が値上げの料金変更です。人流の回復によって、再び都市部は駐車場の需給がタイトになっており、今後も駐車場料金は上昇傾向で推移すると考えております。売上総利益率は、前事業年度の27.9%から29.3%へ1.4ポイント向上し、結果、営業利益は26.1%増加、経常利益は29.4%増加し、2期連続での二桁増益となりました。

今後についても、引き続き積極的な営業活動を行い、売上規模を拡大するとともに、不動産デベロッパーや不動産仲介会社との業務提携を活かし、再開発案件や商業施設付帯駐車場案件にも取り組むと共に、保有駐車場用地については、人口動態等の指標を考慮しつつ、その取得に注力することで、業容及び基盤収益の拡大を目指します。

当社の資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、賃借駐車場の支払賃料、駐車場の管理費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、保有駐車場用地の取得、駐車場機器への設備投資等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資資金の調達については、金融機関からの長期借入及びリース契約を基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は19,110百万円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は3,931百万円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、主に時間貸駐車場の開拓と運営管理に関連する事業を展開しており、区分すべき事業セグメントは存在していません。

当事業年度における設備投資総額は、3,100百万円であります。その主なものは、事業用土地2,593百万円、リース資産（駐車場機器）136百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備は以下のとおりであります。

令和4年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び構築物	機械及び装置	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	334	-	11	-	2	348	57 (9)
大阪支店 他10拠点	事務所	14	-	1	-	0	16	30 (1)
時間貸駐車場 (関東地区)	駐車場設備・太陽光 発電設備・倉庫	236	336	40	10,330 (61,676.8)	286	11,229	-
時間貸駐車場 (関西地区)	駐車場設備・倉庫	41	-	7	5,415 (11,109.6)	221	5,685	-
時間貸駐車場 (その他)	駐車場設備・太陽光 発電設備	346	349	9	13,933 (92,744.6)	213	14,853	-

- (注) 1 時間貸駐車場の所在地は複数でありますので、一括して記載しております。
 2 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。
 3 上記土地は自社所有の土地であり、賃借している駐車場用地の面積は含めておりません。
 4 上記事業所において建物及び土地の一部を賃借しており、年間賃借料は7,402百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,304,600	10,304,600	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	10,304,600	10,304,600	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、令和4年12月1日以降有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

以下、当事業年度の末日（令和4年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和4年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

決議年月日	平成25年12月19日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名
新株予約権の数（個）	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成27年11月30日 至 令和31年1月10日（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 631 資本組入額 316
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者は、割当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

(注) 1 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

3 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

イ．再編対象会社は、再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、再編対象会社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき再編対象会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ．再編対象会社は、新株予約権者が上記「新株予約権の権利行使の条件」に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

ハ．新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

決議年月日	平成26年12月18日定時株主総会及び取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 監査役 3名 従業員 45名
新株予約権の数(個)	87
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	916(注)2
新株予約権の行使期間	自平成28年12月19日 至 令和6年12月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,177 資本組入額 589
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。 その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うものとする。

3 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上表「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

決議年月日	平成27年7月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名
新株予約権の数(個)	3,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 320,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,624(注)2
新株予約権の行使期間	自平成31年1月1日 至 令和7年7月31日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,642 資本組入額 821
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うものとする。

3 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、平成28年9月期から平成30年9月期までの累積当期純利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)から(c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 累積当期純利益が3,500百万円を超過した場合
行使可能割合：50%

(b) 累積当期純利益が3,600百万円を超過した場合
行使可能割合：75%

(c) 累積当期純利益が3,700百万円を超過した場合
行使可能割合：100%

ただし、平成28年9月期から平成30年9月期までのいずれかの期の当期純利益が1,000百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は割当日から平成30年9月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも680円を下回った場合、上記に関わらず、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。ただし、本新株予約権の払込金額に影響を与え得る行使条件は設定できない。

5 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

決議年月日	令和2年12月17日定時株主総会及び取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 従業員 18名
新株予約権の数(個)	545
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609(注)2
新株予約権の行使期間	自 令和4年12月18日 至 令和12年12月17日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,930 資本組入額 966
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。 その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上表「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

決議年月日	令和4年2月18日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員 45名
新株予約権の数(個)	454
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,662(注)2
新株予約権の行使期間	自 令和6年3月12日 至 令和14年2月18日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,963 資本組入額 982
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。 その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3 行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

4 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上表「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、再編対象会社はこれを無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成30年9月30日 (注)	38,600	10,182,600	14	1,765	14	1,795
平成30年10月1日～ 令和元年9月30日 (注)	46,800	10,229,400	27	1,792	27	1,822
令和元年10月1日～ 令和2年9月30日 (注)	27,800	10,257,200	19	1,812	19	1,842
令和2年10月1日～ 令和3年9月30日 (注)	37,400	10,294,600	27	1,839	27	1,869
令和3年10月1日～ 令和4年9月30日 (注)	10,000	10,304,600	8	1,847	8	1,877

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	12	20	96	40	26	10,504	10,698	-
所有株式数 (単元)	-	12,686	796	40,101	4,008	255	45,168	103,014	3,200
所有株式数の 割合(%)	-	12.31	0.77	38.93	3.89	0.25	43.85	100.00	-

(注) 自己株式55,978株は「個人その他」に559単元、「単元未満株式の状況」に78株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	2,010,200	19.61
有限会社リョウコーポレーション	東京都荒川区南千住6-37-1-303	700,000	6.83
兼平 宏	東京都世田谷区	547,000	5.34
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	527,900	5.15
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1-6-1	399,900	3.90
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1-8-12	378,055	3.69
内藤 宗	東京都千代田区	300,600	2.93
内藤 主	東京都荒川区	300,000	2.93
日信電子サービス株式会社	埼玉県さいたま市中央区鈴谷4-8-1	300,000	2.93
株式会社プレステージ・インターナ ショナル	東京都千代田区麹町2-4-1	300,000	2.93
計	-	5,763,655	56.24

(注) 株式会社日本カストディ銀行の信託業務に係る株式数について、当社の従業員株式給付信託分249,655株が含まれること以外については把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 55,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,245,500	102,455	-
単元未満株式	普通株式 3,200	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	10,304,600	-	-
総株主の議決権	-	102,455	-

【自己株式等】

令和4年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
パラカ株式会社	東京都港区愛宕2 - 5 - 1	55,900	-	55,900	0.54
計	-	55,900	-	55,900	0.54

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託型ESOP」の導入を決議いたしました。

1. 従業員株式所有制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、従業員に対して、取締役会が定める株式給付規程に従って、信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に（累積した）ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

2. 従業員に取得させる予定の株式の総数、総額

株式会社日本カストディ銀行（信託口）が249,655株、364百万円を保有しております。

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程に基づき、一定の要件を充足する当社の従業員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	48	83,856
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	3,700	3,389,200	-	-
保有自己株式数	55,978	-	55,978	-

3【配当政策】

当社は、「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために『資本効率』、『財務健全性』及び『投資環境』に
 応じて、再投資とのバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行うこと」を基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当は1株につき62円とさせていただきます。

今後につきましても上記方針に基づいた利益配分を実施してまいります。

当社は、中間・期末の年2回配当を行うことができる旨及び取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨
 を定款に定めております。期末配当につきましては株主総会の決議によります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
令和4年12月16日 定時株主総会決議	635	62

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を経営の適正性・健全性、経営者の説明責任の確保を通じて企業の持続可能性を向上させることと考えています。

コーポレート・ガバナンスは、企業のあり方を考える上で最も広く基本的な概念であり、経営者が信任義務を果たし、会社と株主及びステークホルダーとの関係において調和の取れた発展を促すものと理解しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は企業統治の体制として、監査役制度を採用しております。これは独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。

経営の意思決定機関であります取締役会は、提出日現在、取締役7名から構成されており、そのうち5名は社外取締役であります。取締役会は、毎月1回必ず開催されるとともに、必要に応じて、随時開催できる体制となっております。また、そこでは徹底的な議論が行われていると考えております。なお、取締役会の議長は、代表取締役であります。

監査役会は、監査役3名から構成されており、そのうち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うほか、取締役会等の会議に出席しております。なお、監査役会の議長は、常勤監査役であります。

執行役員会は執行役員及び常勤監査役をメンバーとし、取締役会から委任を受け、主に業務執行に係る事項についての議論を毎月定期的に行うほか、必要に応じて随時機動的に行うこととしております。会議の内容については取締役会にて報告しております。なお、執行役員会の議長は代表取締役執行役員社長であります。

経営戦略会議は執行役員を基本メンバー（毎回テーマに応じ、必要なメンバーを追加）とし、毎月必ず行われる「執行役員会」の開催に合わせて、3か月に1度開催するものとしております。「経営戦略会議」は社長の諮問機関として位置づけており、業務執行上の決裁権限はありませんが、会社の「戦略」について議論を行うこととしております。

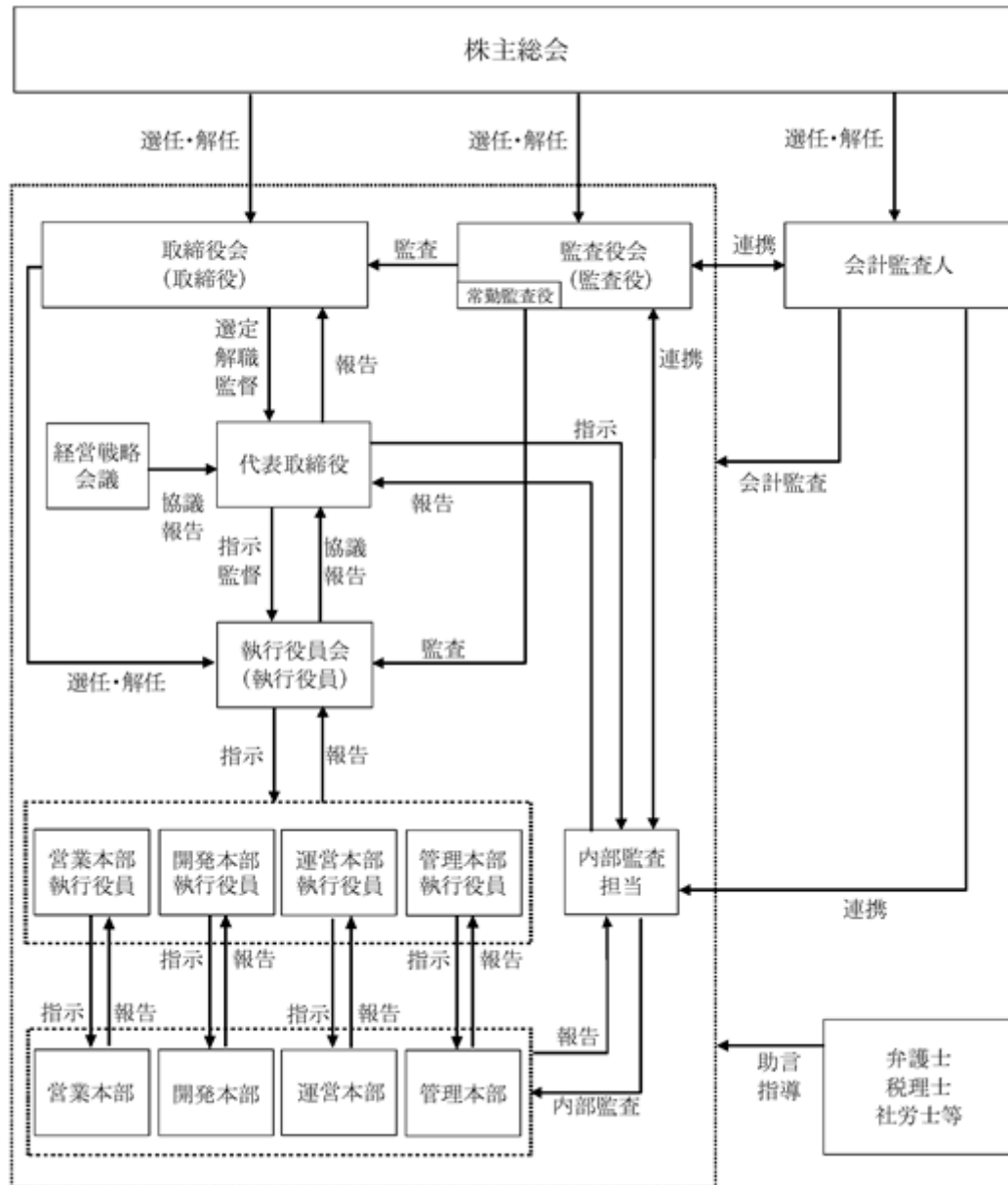
ロ．当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役の選任と監査役会等との連携により経営に対する監督機能を強化する体制を敷いております。社外取締役5名のうち4名は、当社の業務及び取引に関して関係が無い独立役員であり、独立した立場から、業務執行役員への監督を行うことができると判断しております。

会社の業務執行を監査する監査役の過半数は社外監査役であり、また、監査役、監査役会、内部監査担当及び会計監査人は随時情報交換を行うことで連携し、監査の有効性が確保されているものと判断しております。

以上により、当社では現状の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システム、リスク管理体制及び業務の適正を確保するための体制の整備の状況
 内部統制システムの整備につきましては、取締役会にて以下のとおり決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「パラカ株式会社行動規範」（以下、行動規範）を定め、周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- (3) 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役様に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
- (2) 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
- (3) 中期経営計画を立案し、社内でも共有する。そして単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- (4) 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

7. 監査役へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、上記6.に記載されている体制を利用して監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう適切な処置を講ずるものとする。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行を行うことによって発生した費用又は債務は、会社法第388条の規定に基づき、当社は当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役が実効的に監査が行われることを確保するための体制

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行っております。

組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととしております。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役様に報告しております。

この他、法令遵守に関するリスクや損失に関するリスクを事前に防止するよう、定期的にリスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しを行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行を行う取締役が該当しない取締役檜森隆伸氏、取締役横山和樹氏、取締役澤井孝一郎氏、取締役高坂勇介氏、取締役採澤友香氏、監査役廣澤智氏、監査役遠藤修介氏及び監査役洞駿氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

二．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く。）に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

ホ．取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、将来の利益配分の一環として定めているものです。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の任務を行ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

ヘ．取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任については累積投票によらない旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	内藤 亨	昭和31年7月15日	昭和54年4月 野村證券株式会社入社 昭和63年12月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 平成6年10月 有限会社リョウコーポレーション設立 平成9年8月 当社設立 代表取締役社長 平成21年10月 当社代表取締役執行役員社長 平成27年12月 当社代表取締役執行役員会長 平成28年9月 当社代表取締役執行役員会長 兼 社長 令和元年11月 当社代表取締役執行役員会長 令和3年3月 当社代表取締役執行役員会長 兼 社長 令和4年11月 当社代表取締役執行役員会長(現任)	(注)3	200,000
代表取締役	内藤 宗	昭和59年4月8日	平成20年4月 野村不動産株式会社入社 令和2年3月 当社入社 営業本部 開発営業部長 令和3年5月 当社執行役員 開発本部長 令和3年12月 当社取締役執行役員 開発本部長 令和4年11月 当社代表取締役執行役員社長 開発本部長(現任)	(注)3	300,600
取締役	檜森 隆伸	昭和28年1月12日	昭和52年4月 野村證券株式会社入社 昭和60年1月 モルガンギャランティー・リミテッド東京事務所入社 昭和61年3月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 平成9年3月 ユニ・アジアファイナンス・コーポレーション設立 マネージング・ディレクター 平成17年4月 シーズンズ・コンサルティング株式会社設立 代表取締役社長 平成23年11月 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 事務局長 平成24年3月 同協会 理事 平成28年12月 当社取締役(現任) 平成29年7月 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 常務理事 平成31年3月 同協会 顧問(現任) 令和3年1月 公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン 理事(現任)	(注)3	-
取締役	横山 和樹	昭和51年8月28日	平成11年4月 株式会社アコム入社 平成17年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成22年1月 株式会社AGSコンサルティング入社 平成22年12月 公認会計士登録 平成23年5月 税理士登録 平成27年1月 アクセルアライアンス会計事務所 設立 代表 平成27年2月 日本法規情報株式会社(現 アスクプロ株式会社) 監査役(現任) 平成27年6月 株式会社ズーム 取締役・監査等委員(現任) 平成28年1月 株式会社アクセルアライアンス設立(現 株式会社アクセルコンサルティング) 代表取締役(現任) 平成29年12月 当社取締役(現任) 令和2年1月 税理士法人アクセル 設立 代表社員(現任) 令和2年7月 監査法人アクセル 設立 代表社員(現任)	(注)3	6,000
取締役	澤井 孝一郎	昭和32年2月17日	昭和57年4月 日本電信電話株式会社(現 日本電信電話株式会社)入社 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現 株式会社NTTドコモ)入社 平成19年7月 フェリカネットワークス株式会社入社 取締役 副社長 令和3年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	高坂 勇介	昭和39年10月2日	昭和63年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成28年4月 同社 建設第一部長 令和3年4月 同社 建設・不動産部門長代行 令和3年12月 当社取締役(現任) 令和4年4月 伊藤忠商事株式会社 建設・不動産部門長(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	採澤 友香	昭和60年2月21日	平成22年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成23年1月 あさひ法律事務所入所(現任) 平成30年8月 第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長(現任) 令和3年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	廣澤 智	昭和39年7月17日	平成3年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 平成7年3月 公認会計士登録 平成9年2月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社 平成12年7月 株式会社ピーアイ・ネットワーク設立 平成21年6月 廣澤公認会計士事務所開設 平成24年5月 当社入社 内部監査専任担当 平成26年12月 当社監査役(現任)	(注)4	8,600
監査役	遠藤 修介	昭和39年11月6日	平成元年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 平成3年8月 公認会計士登録 平成5年10月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和入社 平成9年4月 遠藤公認会計士事務所開設 平成14年2月 株式会社エルゼウス 代表取締役社長(現任) 平成25年6月 新宿監査法人 パートナー 平成26年12月 当社監査役(現任) 令和2年1月 株式会社LOGICOST 代表取締役社長(現任)	(注)4	4,000
監査役	洞 駿	昭和22年11月1日	昭和46年7月 運輸省 入省 平成13年7月 国土交通省 自動車交通局長 平成15年7月 国土交通省 国土交通審議官 平成17年8月 国土交通省 退任 平成19年10月 全日本空輸株式会社(現 ANAホールディングス株式会社) 常勤顧問 平成23年6月 全日本空輸株式会社(現 ANAホールディングス株式会社) 代表取締役副社長執行役員 平成26年4月 ANAホールディングス株式会社 常勤顧問 平成30年12月 当社監査役(現任) 令和2年2月 スカイマーク株式会社 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)4	1,200
計					520,400

- (注) 1 取締役檜森隆伸、横山和樹、澤井孝一郎、高坂勇介及び採澤友香は、社外取締役であります。
 2 監査役遠藤修介及び洞駿は、社外監査役であります。
 3 令和3年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
 4 令和4年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
 5 取締役 内藤宗は、代表取締役 内藤亨の長男であります。
 6 取締役 採澤友香は、婚姻により菊地姓となりましたが、旧姓の採澤で業務を執行しております。
 7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
柴田 堅太郎	昭和50年6月23日	平成13年10月 弁護士登録 長谷川俊明法律事務所 平成18年10月 長島・大野・常松法律事務所 平成26年2月 柴田・鈴木・中田法律事務所開設 パートナー(現任) 平成27年10月 ラサルロジポート投資法人 監督役員(現任) 平成29年8月 株式会社東和エンジニアリング 社外取締役(現任) 令和3年3月 伊勢化学工業株式会社 社外取締役(現任)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当または主な職業
執行役員会長	内藤 亨	
執行役員社長	内藤 宗	開発本部長
執行役員	中村 和正	東日本営業本部長
執行役員	山本 裕	西日本営業本部長
執行役員	牧野 大祐	北日本営業本部長
執行役員	西村 進一	運営本部長

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の檜森隆伸氏は、経営者として、また、特定非営利活動法人国連UNHCR協会及び公益財団法人ケア・インターナショナル ジャパンの理事・顧問としての豊富な経験と専門知識を有しております。同氏の幅広い見識をもとに、事業のみならず、ESGに関する有益な助言をいただいております。

国連UNHCR協会は、国連の難民支援機関であるUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の活動を支える日本の公式支援窓口であり、当社はCSRの一環として、従来から自動販売機売上の一部について、国連UNHCR協会を通じたUNHCRへの寄付を行っております。なお、檜森隆伸氏は提出日現在、当社株式を保有しておらず、その他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外取締役の横山和樹氏は、公認会計士・税理士として、また、経営者としての豊富な知識・経験を活かし、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言をいただいております。

なお、横山和樹氏は提出日現在、当社株式を6,000株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外取締役の澤井孝一郎氏は、フェリカネットワークス株式会社取締役副社長を10年以上務め、モバイル決済を始めとした情報通信技術に関し、深い知見を有しております。このような見識・経験を活かし、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言をいただいております。

なお、澤井孝一郎氏は提出日現在、当社株式を保有しておらず、その他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外取締役の高坂勇介氏は、伊藤忠商事株式会社に長年勤務し、同社の建設・不動産部門の収益力の強化や事業領域の拡大に尽力してきた経験を有しております。このような見識・経験を活かし、当社の中長期的な経営戦略に対して助言をいただいております。

なお、高坂勇介氏は提出日現在、当社株式を保有しておらず、その他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありませんが、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者（建設・不動産部門長）であります。同社と当社の間には通常の営業取引もありますが、取引額は僅少となっております。

社外取締役の採澤友香氏は、弁護士として培われた豊富な知識・経験を有しております。このような見識・経験を活かし、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言をいただいております。

なお、採澤友香氏は提出日現在、当社株式を保有しておらず、その他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役の遠藤修介氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言をいただいております。

なお、遠藤修介氏は提出日現在、当社株式を4,000株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役の洞駿氏は、国土交通省に長年勤務し、また、退任後は事業会社経営者として活躍し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。それらを活かして、経営陣から独立した客観的視点で経営への助言をいただいております。

なお、洞駿氏は提出日現在、当社株式を1,200株保有しておりますが、当社とはその他の人的関係、資本的関係または取引関係等の直接利害関係はありません。

社外監査役は、常勤監査役と緊密な意見交換を行うとともに、必要に応じて役職員に報告を求め、取締役の職務執行に対し厳正な監査を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性の基準については、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を参考に判断しています。当社の現在の社外取締役の檜森隆伸氏、横山和樹氏、澤井孝一郎氏、採澤友香氏、社外監査役の遠藤修介氏及び洞駿氏は、いずれも当社経営に著しい影響を及ぼす、又は当社経営から著しい影響を受ける関係がなく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立性を有すると判断し、当社が上場する東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、監査役3名から構成されており、そのうち2名は社外監査役であります。常勤監査役廣澤智氏及び社外監査役遠藤修介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び内部統制システムに関して相当の知見を有しております。社外監査役洞駿氏は、国土交通省に長年勤務し、退任後は事業会社の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。

監査役監査については、取締役会に監査役が出席するほか、重要な社内会議には常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、監査役会を毎月開催し、監査役間で情報を共有するとともに、意見交換を行っております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において、監査役会を13回開催しており、監査役3名とも全ての監査役会に出席しております。

監査役会における主な検討事項として、監査方針や監査計画策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の検討、監査意見の形成、株主総会議案の内容検討、会計監査人の選任等に関する決定、会計監査人の監査報酬額の同意が挙げられます。また、取締役会審議事項に関する内容検討、内部統制システムに関する評価についても検討を行っております。

常勤監査役の活動として、取締役会以外の主要会議である執行役員会議、管理職会議に出席し、決裁書類の確認を実施することで、経営全般について把握するよう努めております。特に、取締役会または執行役員会議で、駐車場用地購入に関する意思決定が行われる場合には、十分な検討が行われているか否かを確かめることを重点監査項目としております。また、内部統制システム評価の観点から、事業地視察を実施しております。その他、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。

内部監査の状況

内部管理体制強化の一環として、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査については、主として業務が会社の定めたルールに従っているかという観点からチェックを行うとともに、業務の効率性も確認しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人（継続監査年数：1年）

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：金子 勝彦 氏（継続監査年数：1年）

指定有限責任社員 業務執行社員：小野 潤 氏（継続監査年数：1年）

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他17名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえ、たうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

e. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門・内部監査担当等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、太陽有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

f. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第25期 有限責任監査法人トーマツ

第26期 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

.異動に係る監査公認会計士等の名称

(ア) 選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

(イ) 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

.異動の年月日

令和3年12月16日

.退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

平成25年12月19日

.退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

.異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、令和3年12月16日開催予定の第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現任の会計監査人については会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、近年の当社に関する監査報酬が増加傾向にあり、令和4年9月期に係る監査報酬についても増額の可能性が示されたことから、当社の事業規模及び事業内容と監査報酬の相当性を検討した結果、新たな会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の基本的な監査方針、品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

上記の理由及び経緯に対する意見

(ア) 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(イ) 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
24	-	22	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。

なお、監査報酬につきましては、監査内容及び日数などにより適切な報酬額を検討し、会社法の定めに従い監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その内容は次のとおりです。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであることを確認しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう設計した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役については固定報酬としての基本報酬に加えて、業績向上に対する意欲や士気を高めることと、業績向上への寄与を高めることを目的として、株式報酬（ストックオプションとしての新株予約権）を支払うこととし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、「職務の内容」「責任の重さ」「業績への貢献度」「持続可能性向上への貢献度」の四つを総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、導入しないものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬（ストックオプションとしての新株予約権）とし、その内容および額または数の決定については株主総会の承認を得るものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬等の導入が無く、非金銭報酬（株式報酬）の支払いに当たって株主総会の承認を得ることから、定めないものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額及び株式報酬の割当株式数については、代表取締役が原案を作成し、取締役会決議により決定するものとする。なお、取締役の過半を業務執行取締役が占める場合には、報酬委員会を設立し、代表取締役が作成した原案を報酬委員会に諮問し答申を得た上で、当該答申の内容に従って取締役会決議により決定するものとする。

取締役の報酬等の限度額は、平成27年12月17日開催の第19期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬等の限度額は、平成15年12月18日開催の第7期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は1名）です。

ストックオプションとしての新株予約権については、令和2年12月17日開催の第24期定時株主総会の決議により、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象とし、報酬額は基本報酬とは別枠で年額30百万円以内とすること、新株予約権の対象となる株式の数の上限は40,000株とすること、新株予約権を行使できる期間は新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までとすること、行使価額は割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方の金額とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は行使価額に行使株式数を乗じた金額とすること、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを行使条件とすること等を定めております。

提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役7名、監査役3名であります。

取締役の報酬等については、基本報酬と非金銭報酬（ストックオプションとしての新株予約権）に分けられます。基本報酬については、上記株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、別途株主総会で決議されたストックオプションの付与と合わせて、上記「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に従い取締役会決議で決定しております。

監査役の報酬等については、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、上記株主総会で承認された監査役報酬等の限度内で算定しております。各監査役の報酬等については監査役会において決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	144	141	3	-	3	2
監査役 (社外監査役を除く。)	10	10	-	-	-	1
社外役員	18	18	-	-	-	8

(注) 取締役(社外取締役を除く。)に対する非金銭報酬等の内容は新株予約権(ストックオプション)であり、割当ての際の条件等および当事業年度における交付状況は、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容および上記 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項に記載のとおりであります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	ストックオプション	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等
内藤 亨	140	取締役	提出会社	136	3	-	3

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。一方、純投資目的以外とは当社の顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に資する場合と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、取引先の株式を保有することで、中長期的な関係強化、当社が行う駐車場事業とのシナジー効果が見込まれるもののみを対象としております。

当該株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益につながると考える場合についてのみ、当該株式を保有する方針としております。具体的には当社が駐車場運営に利用している駐車場機器メーカーである日本信号株式会社の株式を保有しております。

このような方針に従い、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて随時取締役会で検証しており、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される場合については、政策保有株式の縮減を図ります。保有の合理性の判断においては、営業上の取引関係など事業戦略における意義等について、保有に伴うリスクとの検証を行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	11
非上場株式以外の株式	1	23

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c . 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本信号株式会社	25,300	25,300	当社の駐車場運営に最適な駐車場機器の 開発を促すために保有しております。な お、日本信号株式会社とは定期的に2社 で会議を行っております。定量的な保有 効果は秘密保持の観点から記載いたしま せんが、保有の便益と当社資本コストの 比較により経済合理性を検証しておりま す。	無 (注)
	23	25		

(注) 日本信号株式会社は当社株式を保有していませんが、同社子会社である日信電子サービス株式会社及び他1社は当社株式を保有しています。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、関連団体等の主催するセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

該当事項はありません。

（2）【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 4,182	2 3,961
売掛金	129	1 167
貯蔵品	5	20
前払費用	499	553
その他	16	18
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,832	4,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	960	1,163
減価償却累計額	425	461
建物(純額)	2 534	2 702
構築物	858	905
減価償却累計額	604	635
構築物(純額)	253	269
機械及び装置	1,268	1,268
減価償却累計額	507	582
機械及び装置(純額)	761	686
工具、器具及び備品	536	571
減価償却累計額	486	501
工具、器具及び備品(純額)	50	70
土地	2 27,514	2 29,781
リース資産	5,387	5,511
減価償却累計額	4,452	4,787
リース資産(純額)	935	724
建設仮勘定	237	46
有形固定資産合計	30,288	32,281
無形固定資産		
特許権	4	5
商標権	1	1
ソフトウェア	5	1
その他	0	0
無形固定資産合計	12	9
投資その他の資産		
投資有価証券	36	35
出資金	0	0
役員及び従業員に対する長期貸付金	11	7
長期前払費用	43	43
繰延税金資産	221	236
その他	331	337
投資その他の資産合計	645	659
固定資産合計	30,945	32,949
資産合計	35,778	37,671

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240	296
1年内返済予定の長期借入金	2,178	2,192
リース債務	356	297
未払金	91	93
未払費用	14	15
未払法人税等	446	476
未払消費税等	85	92
前受金	88	197
預り金	10	10
賞与引当金	32	39
株主優待引当金	25	12
その他	76	75
流動負債合計	3,249	3,498
固定負債		
長期借入金	2,15,393	2,16,347
リース債務	637	473
株式給付引当金	38	38
資産除去債務	285	292
その他	175	133
固定負債合計	16,530	17,286
負債合計	19,779	20,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,839	1,847
資本剰余金		
資本準備金	1,869	1,877
その他資本剰余金	403	406
資本剰余金合計	2,272	2,284
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	56	10
繰越利益剰余金	12,240	13,118
利益剰余金合計	12,296	13,128
自己株式	379	378
株主資本合計	16,029	16,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	6
繰延ヘッジ損益	57	32
評価・換算差額等合計	50	26
新株予約権	19	30
純資産合計	15,998	16,886
負債純資産合計	35,778	37,671

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	11,761	12,974
売上原価	8,479	9,177
売上総利益	3,282	3,797
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	0	0
役員報酬	206	173
給料及び手当	412	440
賞与引当金繰入額	32	39
法定福利費	68	70
株式給付引当金繰入額	1	0
株主優待引当金繰入額	25	12
減価償却費	25	30
地代家賃	187	188
支払報酬	56	52
支払手数料	136	142
租税公課	134	147
その他	212	244
販売費及び一般管理費合計	1,496	1,543
営業利益	1,786	2,253
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
未払配当金除斥益	1	0
保険配当金	0	0
受取保険金	0	0
還付加算金	1	-
補助金収入	2	0
固定資産受贈益	1	-
その他	0	0
営業外収益合計	8	2
営業外費用		
支払利息	213	212
その他	6	3
営業外費用合計	219	216
経常利益	1,575	2,039
特別利益		
固定資産売却益	-	34
新株予約権戻入益	7	-
特別利益合計	7	34
特別損失		
固定資産除却損	223	214
固定資産売却損	41	-
減損損失	5112	510
特別損失合計	138	24
税引前当期純利益	1,444	2,048
法人税、住民税及び事業税	555	679
法人税等調整額	88	25
法人税等合計	467	653
当期純利益	977	1,395

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)		当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
地代家賃		6,650	78.4	7,214	78.6
機器リース料		78	0.9	85	1.0
外注費		827	9.8	938	10.2
減価償却費		575	6.8	533	5.8
その他		347	4.1	405	4.4
合計		8,479	100.0	9,177	100.0

主なものは光熱費、租税公課及び機器消耗品費であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,812	1,842	390	2,232	102	11,777	11,879	383	15,541
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	27	27		27					54
剰余金の配当						560	560		560
当期純利益						977	977		977
特別償却準備金の取崩					45	45	-		-
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			13	13				3	16
株式給付信託による自己株式の交付								0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	27	27	13	40	45	462	416	3	488
当期末残高	1,839	1,869	403	2,272	56	12,240	12,296	379	16,029

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	7	78	71	27	15,497
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					54
剰余金の配当					560
当期純利益					977
特別償却準備金の取崩					-
自己株式の取得					0
自己株式の処分					16
株式給付信託による自己株式の交付					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	21	20	7	12
当期変動額合計	0	21	20	7	500
当期末残高	7	57	50	19	15,998

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金					
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,839	1,869	403	2,272	56	12,240	12,296	379	16,029	
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	8	8	8						16	
剰余金の配当						562	562		562	
当期純利益						1,395	1,395		1,395	
特別償却準備金の取崩					45	45	-		-	
自己株式の取得								0	0	
自己株式の処分			3	3				0	4	
株式給付信託による自己株式の交付								-	-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	8	8	3	11	45	878	832	0	852	
当期末残高	1,847	1,877	406	2,284	10	13,118	13,128	378	16,882	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	7	57	50	19	15,998
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					16
剰余金の配当					562
当期純利益					1,395
特別償却準備金の取崩					-
自己株式の取得					0
自己株式の処分					4
株式給付信託による自己株式の交付					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	25	24	10	34
当期変動額合計	0	25	24	10	887
当期末残高	6	32	26	30	16,886

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,444	2,048
減価償却費	601	564
賞与引当金の増減額(は減少)	5	7
株式給付引当金の増減額(は減少)	1	0
株主優待引当金の増減額(は減少)	7	13
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	213	212
固定資産売却損益(は益)	1	34
固定資産除却損	23	14
減損損失	112	10
売上債権の増減額(は増加)	2	38
その他の流動資産の増減額(は増加)	64	71
仕入債務の増減額(は減少)	31	56
その他の流動負債の増減額(は減少)	119	48
その他	26	41
小計	2,646	2,845
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	212	212
法人税等の支払額	177	658
法人税等の還付額	185	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,443	1,975
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,268	2,803
有形固定資産の売却による収入	0	367
無形固定資産の取得による支出	50	1
敷金及び保証金の差入による支出	18	14
その他	22	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,314	2,452
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	233	784
短期借入金の返済による支出	437	784
長期借入れによる収入	1,489	3,294
長期借入金の返済による支出	1,814	2,128
株式の発行による収入	50	16
自己株式の処分による収入	12	3
リース債務の返済による支出	421	366
配当金の支払額	559	563
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,446	255
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	317	221
現金及び現金同等物の期首残高	4,470	4,152
現金及び現金同等物の期末残高	4,787	4,373

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、建物(附属設備を除く)及び機械及び装置(太陽光発電設備)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 3～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)長期前払費用

定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3)株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4)株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の売上の大半を占める駐車場事業においては、時間貸を中心とした駐車場の運営管理を行っております。時間貸駐車場の運営管理に関しては顧客の駐車場施設利用期間にわたり履行義務が充足されますが、ほとんどの場合において1日未満の短期間の利用であるため、駐車場施設利用の終了時点で履行義務を充足したと判断して会計処理しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 駐車場事業地の有形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
駐車場事業地に関連する有形固定資産	27,896	30,144
減損損失	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社では、減損の判定は主として個別駐車場を単位としてグルーピングを行っておりますが、本社等の共用資産は事業全体をグルーピングの単位とし、各駐車場における営業損益の悪化（継続的な営業損失が発生した場合）又は不動産時価の著しい下落（不動産鑑定評価額又は路線価に基づく時価が帳簿価額の50%を超えて下落）等が生じた場合に減損の兆候を把握しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った資産グループについて減損損失を認識しております。

ロ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

個別駐車場の将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた実績を基礎として、感染症流行前の実績を加味して行っており、感染症が収束し感染流行前の事業環境に戻るまで今後1～2年程度を要するものと仮定しております。

また、個別駐車場周辺の具体的な開発計画等周辺環境の動向が、個別駐車場の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものと仮定しております。

八．重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の収束及び感染流行前の事業環境への回復時期や個別駐車場の周辺環境の動向による影響は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌事業年度の財務諸表に影響が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することにしてありますが、当該影響はありません。

なお、この変更による当期の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による当期の財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、経済的な効果を株主の皆様と共有できる形で、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ること、人材採用において優秀な人員を確保すること、長期勤続に対する功労のための退職金制度を整備することを目的として、従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得をおこない、従業員に対して、取締役会が定める株式給付規程に従って、信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。

当社は、株式給付規程に基づき、毎年、従業員に対し業績貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に(累積した)ポイントに相当する当社株式を無償で給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 364百万円、249,655株、当事業年度 364百万円、249,655株であります。

(新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、令和2年4月～5月の一度目の緊急事態宣言下においては売上高の急激な落ち込みが生じたものの、感染拡大の度にその影響は低減し、令和4年9月次の売上高においては令和元年(2019年)同月比98.0%まで回復いたしました。

新型コロナウイルス感染者数の推移を踏まえると、令和5年9月期については、新型コロナウイルス感染症は定期的に感染拡大するものの、ウィズコロナを前提として社会経済活動が徐々に再開され、経済活動は正常に近づいていくものと想定しており、事業継続ならびに業績への影響は限定的であるとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。また、今後1～2年程度をかけて、新型コロナウイルス感染症が収束し、感染流行前の事業環境に戻ると想定しており、会計上の見積りの仮定については、前事業年度から重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については不確実性が高く、今後の感染拡大の状況や経済への影響によっては、当社の経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(ストック・オプション等関係)の「3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため省略しております。なお、平成27年9月期有償新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

(2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

(3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。

(4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権及び契約負債

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、「注記事項(収益認識関係) (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
現金及び預金	46百万円	46百万円
建物	383百万円	363百万円
土地	26,881百万円	28,842百万円
合計	27,310百万円	29,252百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	1,278百万円	1,430百万円
長期借入金	14,015百万円	14,800百万円
合計	15,293百万円	16,231百万円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
建物	1百万円	2百万円
構築物	20百万円	10百万円
工具、器具及び備品	1百万円	0百万円
その他	0百万円	1百万円
合計	23百万円	14百万円

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
土地	- 百万円	34百万円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
土地	1百万円	- 百万円

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア仮勘定

当社は、主として個別駐車場を単位としてグルーピングを行っておりますが、一部の資産または資産グループについては、他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

上記資産は、駐車場決済アプリ（付随システム含む）に係るソフトウェア仮勘定ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、リリースの無期限延期を決定したため、全額（112百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当事業年度

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	工具・器具及び備品

当社は、主として個別駐車場を単位としてグルーピングを行っておりますが、一部の資産または資産グループについては、他の資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として個別にグルーピングしております。

上記資産は、特定のイベント用備品ですが、今後の関連キャッシュ・フローがマイナスとなることが予想されるため、簿価全額（10百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	10,257,200	37,400	-	10,294,600
自己株式				
普通株式	323,409	34	14,158	309,285

(変動事由の概要)

- 発行済株式の増加は新株予約権の権利行使による増加であります。
- 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加、減少は主に新株予約権の権利行使による減少であります。
- 自己株式数に含まれる従業員株式給付信託が保有する自社の株式数は、期首249,713株、期末249,655株です。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
有償新株予約権(平成27年8月)	普通株式	360,000	-	30,000	330,000	5
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13
合計		360,000	-	30,000	330,000	19

(変動事由の概要)

- 有償新株予約権(平成27年8月)の減少は権利行使による減少であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月17日 定時株主総会	普通株式	560	55	令和2年 9月30日	令和2年 12月18日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	562	55	令和3年 9月30日	令和3年 12月17日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

1 発行済株式及び自己株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	10,294,600	10,000	-	10,304,600
自己株式				
普通株式	309,285	48	3,700	305,633

（変動事由の概要）

- 発行済株式の増加は新株予約権の権利行使による増加であります。
- 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加、減少は主に新株予約権の権利行使による減少であります。
- 自己株式数に含まれる従業員株式給付信託が保有する自社の株式数は、期首249,655株、期末249,655株です。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
有償新株予約権（平成27年8月）	普通株式	330,000	-	10,000	320,000	5
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24
合計		330,000	-	10,000	320,000	30

（変動事由の概要）

- 有償新株予約権（平成27年8月）の減少は権利行使による減少であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和3年12月16日 定時株主総会	普通株式	562	55	令和3年 9月30日	令和3年 12月17日

（注） 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	635	62	令和4年 9月30日	令和4年 12月19日

（注） 配当金の総額には、従業員株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
現金及び預金勘定	4,182百万円	3,961百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	30百万円	30百万円
現金及び現金同等物	4,152百万円	3,931百万円

2 重要な非資金取引の内容

(前事業年度)

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、50百万円であります。

当事業年度に新たに計上した資産除去債務の額は、3百万円であります。

(当事業年度)

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、129百万円であります。

当事業年度に新たに計上した資産除去債務の額は、9百万円であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

駐車場機器

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金(原則として20年以内)は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（ ）2	25	25	-
資産計	25	25	-
(1) 未払法人税等	446	446	-
(2) 長期借入金（ ）3	17,173	17,329	155
(3) リース債務（ ）3	994	1,044	49
負債計	18,614	18,819	205
デリバティブ取引（ ）4	(83)	(315)	231

() 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 非上場株式（前事業年度 11百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。

4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（ 2 ）	23	23	-
資産計	23	23	-
(1) 未払法人税等	476	476	-
(2) 長期借入金（ ）3	18,339	18,170	168
(3) リース債務（ ）3	771	812	40
負債計	19,586	19,458	127
デリバティブ取引（ ）4	(47)	(117)	70

() 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等（非上場株式11百万円）は、(1)投資有価証券には含まれておりません。

3 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含み、リース債務は流動負債と固定負債の合計であります。

4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度(令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,182	-	-	-
合計	4,182	-	-	-

当事業年度(令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,961	-	-	-
合計	3,961	-	-	-

(注) 2 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 前事業年度(令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,780	1,707	1,708	1,599	1,335	9,042
リース債務	356	277	175	98	53	32
合計	2,137	1,985	1,883	1,698	1,388	9,074

当事業年度(令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,992	1,992	1,884	1,619	1,443	9,406
リース債務	297	195	119	73	43	41
合計	2,289	2,188	2,003	1,693	1,487	9,448

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
 当事業年度(令和4年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23	-	-	23
資産計	23	-	-	23
デリバティブ取引				
金利関連	-	47	-	47
負債計	-	47	-	47

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 当事業年度(令和4年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未払法人税等	-	476	-	476
長期借入金	-	18,170	-	18,170
リース債務	-	812	-	812
デリバティブ取引				
金利関連	-	70	-	70
負債計	-	19,529	-	19,529

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 資産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

(1) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和3年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	25	14	11
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	25	14	11
合計	25	14	11

当事業年度(令和4年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	23	14	8
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	23	14	8
合計	23	14	8

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。

- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
 金利関連
 前事業年度(令和3年9月30日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,128	1,804	83
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,284	3,937	231
合計			6,412	5,742	315

当事業年度(令和4年9月30日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,769	1,452	47
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,213	3,882	70
合計			5,982	5,334	117

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費	7百万円	12百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	7百万円	-百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成27年9月期有償	令和3年9月期
付与対象者の区分別人数	取締役 3名	取締役 4名 監査役 3名 従業員 45名	取締役 3名	取締役 2名 従業員 18名
ストック・オプションの数(注)1, 2	普通株式 15,000株	普通株式 188,000株	普通株式 400,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成26年1月10日	平成27年1月9日	平成27年8月31日	令和3年1月8日
権利確定条件	(注)3	(注)2	(注)4	(注)2
対象勤務期間	平成26年1月10日 ~平成27年11月29日	平成27年1月9日 ~平成28年12月18日	定めはありません	令和3年1月8日 ~令和4年12月17日
権利行使期間	平成27年11月30日 ~令和31年1月10日	平成28年12月19日 ~令和6年12月18日	平成31年1月1日 ~令和7年7月31日	令和4年12月18日 ~令和12年12月17日

	令和4年9月期
付与対象者の区分別人数	従業員 45名
ストック・オプションの数(注)1, 2	普通株式 50,000株
付与日	令和4年3月11日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	令和4年3月11日 ~令和6年3月11日
権利行使期間	令和6年3月12日 ~令和14年2月18日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。新株予約権の相続は認めない。

3 付与日から権利確定日まで取締役であることを要する。

4 新株予約権者は、平成28年9月期から平成30年9月期までの累積当期純利益(当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における当期純利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)から(c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 累積当期純利益が3,500百万円を超過した場合 行使可能割合: 50%

(b) 累積当期純利益が3,600百万円を超過した場合 行使可能割合: 75%

(c) 累積当期純利益が3,700百万円を超過した場合 行使可能割合: 100%

ただし、平成28年9月期から平成30年9月期までのいずれかの期の当期純利益が1,000百万円以下となった場合、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は割当日から平成30年9月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも680円を下回った場合、上記に関わらず、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当事業年度（令和4年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成27年 9月期有償	令和3年 9月期	令和4年 9月期
権利確定前（株）					
前事業年度末	-	-	-	58,500	-
付与	-	-	-	-	50,000
失効	-	-	-	4,000	4,600
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	54,500	45,400
権利確定後（株）					
前事業年度末	5,000	13,100	330,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	3,700	10,000	-	-
失効	-	700	-	-	-
未行使残	5,000	8,700	320,000	-	-

単価情報

	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成27年 9月期有償	令和3年 9月期	令和4年 9月期
権利行使価格（円）（注）	1	916	1,624	1,609	1,662
行使時平均株価（円）	-	1,701	1,984	-	-
公正な評価単価（付与日） （円）	630	261	18	321	301

（注）平成27年8月17日付で時価を下回る価額での第三者割当による自己株式の処分を行っております。これにより権利行使時1株当たりの行使価額は調整されております。

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された令和4年9月期ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	令和4年9月期ストック・オプション
株価変動性(注)1	30.16%
予想残存期間(注)2	5.97年
予想配当(注)3	55円/株
無リスク利率(注)4	0%

- (注)1. 6年間(平成28年3月から令和4年3月まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 令和3年9月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを採用しますが、マイナス金利のためゼロとしております。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和 3 年 9 月 30 日)	当事業年度 (令和 4 年 9 月 30 日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	34百万円	27百万円
投資有価証券	14百万円	14百万円
土地	56百万円	56百万円
賞与引当金	9百万円	12百万円
未払事業税	32百万円	36百万円
株式給付引当金	11百万円	11百万円
資産除去債務	87百万円	89百万円
繰延ヘッジ損益	25百万円	14百万円
その他	10百万円	11百万円
繰延税金資産小計	284百万円	275百万円
評価性引当額	12百万円	12百万円
繰延税金資産合計	272百万円	263百万円
繰延税金負債		
資産除去費用	19百万円	16百万円
特別償却準備金	24百万円	4百万円
その他	6百万円	6百万円
繰延税金負債合計	50百万円	27百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	221百万円	236百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和 3 年 9 月 30 日)	当事業年度 (令和 4 年 9 月 30 日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	との差異が法定実効税率の
住民税均等割	1.0%	100分の5以下であるため省
その他	0.1%	略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%	

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

賃借駐車場等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。(本社、支店及び各営業所)

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は0~1.3%を採用しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
期首残高	288百万円	285百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3百万円	9百万円
資産除去債務の履行による減少額	7百万円	2百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
期末残高	285百万円	292百万円

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。

令和3年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,396百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

令和4年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,630百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益は34百万円(特別利益に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中増減額並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	26,830
	期中増減額	934
	期末残高	27,764
期末時価	28,398	30,244

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は、不動産取得(1,072百万円)であります。

当事業年度の主な増加は、不動産取得(2,582百万円)であり、主な減少は不動産売却(326百万円)であります。

3 時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

当社の事業は駐車場の開拓及び運営管理に関連する単一の事業であります。収益の形態別に分類を行った情報は以下のとおりとなります。

(単位: 百万円)

	時間貸駐車場	月極駐車場・ 不動産賃貸	太陽光発電	その他	合計
顧客との契約から 生じる収益	11,873	-	174	36	12,084
その他の収益	-	888	-	1	890
合計	11,873	888	174	38	12,974

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は主に、時間貸駐車場で割引を受けるためのサービス券の販売により顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の前受金に含まれております。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	129百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	167
契約負債(期首残高)	14
契約負債(期末残高)	14

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

また、1年を超える契約について記載すべき事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	内藤 亨	-	-	当社 代表取締役	被所有 直接 1.97	-	新株予約権の 行使(注)1	48	-	-
役員	間嶋 正明	-	-	当社 代表取締役	被所有 直接 1.17 間接 0.10	-	新株予約権の 行使(注)2	11	-	-

- (注) 1 平成27年7月31日開催取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
- 2 平成25年12月19日開催第17回定時株主総会及び平成26年12月18日開催第18回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
- 3 間嶋正明氏は、令和3年3月24日付で当社取締役を辞任したため、同日までの取引を記載対象としております。

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	内藤 亨	-	-	当社 代表取締役	被所有 直接 1.95	-	新株予約権の 行使(注)	16	-	-

- (注) 平成27年7月31日開催取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額	1,600円26銭	1,685円77銭
1株当たり当期純利益	98円19銭	139円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	97円88銭	139円21銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	977	1,395
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	977	1,395
普通株式の期中平均株式数(株)	9,951,021	9,988,328
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	31,025	33,020
(うち新株予約権(株))	(31,025)	(33,020)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	令和3年9月期ストック・オプション58,500株	令和4年9月期ストック・オプション45,400株

期中平均株式数の算定に当たって控除する自己株式数には、従業員株式給付信託における自己株式を含めております。当該株式数は前事業年度249,688株、当事業年度249,655株です。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	15,998	16,886
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	19	30
(うち新株予約権(百万円))	(19)	(30)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	15,979	16,856
普通株式の期末株式数(株)	10,294,600	10,304,600
自己株式の期末株式数(株)	309,285	305,633
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,985,315	9,998,967

自己株式数には、従業員株式給付信託における自己株式を含めております。当該株式数は前事業年度249,655株、当事業年度249,655株です。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	960	206	3	1,163	461	37	702
構築物	858	80	33	905	635	48	269
機械及び装置	1,268	-	-	1,268	582	74	686
工具、器具及び備品	536	82	47 (10)	571	501	52	70
土地	27,514	2,593	326	29,781	-	-	29,781
リース資産	5,387	136	12	5,511	4,787	347	724
建設仮勘定	237	148	340	46	-	-	46
有形固定資産計	36,764	3,249	764	39,249	6,968	559	32,281
無形固定資産							
特許権	-	-	-	6	0	0	5
商標権	-	-	-	2	0	0	1
ソフトウェア	-	-	-	121	119	3	1
その他	-	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	-	-	-	130	121	4	9
長期前払費用	71	15	13	73	30	7	43
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 当期の増加額のうち主なものは次のとおりであります。

土地 駐車場用地他 2,593百万円

2 無形固定資産の金額が資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内返済予定の長期借入金	1,780	1,992	1.03	-
1年以内返済予定のリース債務	356	297	1.37	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	15,393	16,347	1.10	令和6年～令和24年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	637	473	1.36	令和5年～令和11年
合計	18,168	19,110	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金及びリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,992	1,884	1,619	1,443
リース債務	195	119	73	43

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	32	39	32	-	39
株主優待引当金	25	12	25	-	12
株式給付引当金	38	2	-	2	38

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 2 株式給付引当金の「当期減少額(その他)」の金額は、従業員退職に伴い給付が不要となったこと等による減少額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	386
預金の種類	
普通預金	2,939
当座預金	3
定期預金	630
別段預金	0
計	3,574
合計	3,961

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日信電子サービス株式会社	140
東京電力株式会社	12
S M B C ファイナンスサービス株式会社	4
東北電力株式会社	3
株式会社大生産業	0
その他	7
合計	167

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
129	14,249	14,210	167	98.8	3.8

c 貯蔵品

区分	金額(百万円)
機器用消耗品・部品	17
切手・印紙	1
その他	1
合計	20

負債の部
 買掛金

相手先	金額(百万円)
セイブ環境株式会社	26
日生不動産株式会社	26
株式会社ゼテックス	17
日信電子サービス株式会社	13
ROPPONGI International合同会社	12
その他	200
合計	296

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	3,275	6,256	9,534	12,974
税引前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	655	978	1,515	2,048
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	447	665	1,031	1,395
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	44.77	66.66	103.26	139.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	44.77	21.89	36.60	36.42

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 当社ホームページ https://www.paraca.co.jp/
株主に対する特典	期末日現在100株以上 QUOカード 1,000円分

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）令和3年12月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和3年12月17日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第26期第1四半期（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月14日関東財務局長に提出

第26期第2四半期（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日）令和4年5月13日関東財務局長に提出

第26期第3四半期（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日）令和4年8月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプション制度に伴う新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

令和4年2月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

令和4年10月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

令和4年12月19日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4) 臨時報告書 の訂正報告書） 令和4年3月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年12月19日

パラカ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 潤 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パラカ株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

駐車場における有形固定資産に係る減損損失計上の要否判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、日本全国に駐車場を有しており、当事業年度の貸借対照表において32,281百万円の有形固定資産を計上している。</p> <p>【注記事項】「(重要な会計上の見積り) 1. 駐車場事業地の有形固定資産の減損」に記載のとおり、そのうち30,144百万円は駐車場を運営・管理するために会社が取得した有形固定資産であり、総資産37,671百万円の80.0%を占めている。</p> <p>会社は、当事業年度において減損の兆候が把握された駐車場について減損損失の認識を判定している。その結果、個別駐車場の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断したため、減損損失を計上していない。</p> <p>会社は、減損の兆候を把握するに当たり、事業全体を単位としている本社などの共用資産を除き、個別駐車場を単位としてグルーピングを行っており、主として以下の場合に減損の兆候を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別駐車場において継続的な営業損失が発生した場合 ・ 個別駐車場の不動産時価(不動産鑑定評価額又は路線価ベースの時価)が帳簿価額の50%を超えて下落した場合 <p>減損の兆候が把握された駐車場について、減損損失の認識を判定するため個別駐車場の割引前将来キャッシュ・フローを見積る必要がある。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、個別駐車場の投資方針、立地環境、競合他社の動向、周辺の開発計画、新型コロナウイルス感染症による影響などを踏まえた事業計画に基づき策定される。</p> <p>会社は、当事業年度末における事業計画について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている当期実績を基礎として、感染症流行前の実績を加味して策定しているが、これには次のような重要な仮定が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症が収束し感染流行前の事業環境に戻るまで今後1~2年間程度を要すること。 ・ 個別駐車場周辺の具体的な開発計画など周辺環境の動向に重要な変化がないこと。 <p>そのため、駐車場における有形固定資産に係る減損損失計上の要否判定に際して、重要な仮定に関し経営者による主観的判断が介在し、また、不確実性が伴う。</p> <p>したがって、当監査法人は当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産に含まれる個別駐車場に関する減損損失計上の要否判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産の減損の兆候の把握及び減損損失の認識の判定に関連する内部統制を理解した。 2. 個別駐車場に係る減損の兆候が適切に把握されていることを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別駐車場の投資方針、立地環境、競合他社の動向、周辺の開発計画などを踏まえた事業計画の達成可能性に影響を与えるリスク要因及び新型コロナウイルス感染症による影響について経営者に質問した。また、取締役会その他重要な会議体に係る議事録を閲覧した。 ・ 継続的な営業損失の判断の基礎となる個別駐車場の損益実績が正確に集計されていることを確かめるため、四半期ごとに推移分析を実施し、必要に応じて変動要因について質問及び関連する資料との突合を実施した。 ・ 会社が利用した外部の専門家の不動産鑑定評価額又は路線価を閲覧し、不動産時価が帳簿価額の50%を超えて下落している駐車場の有無を確かめた。 3. 減損の兆候が把握された駐車場について、減損損失の認識の判定が適切に行われていることを確かめるため、主に次の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別駐車場に係る前年度の将来キャッシュ・フローの見積りと実績を比較することにより、経営者の見積りの不確実性を評価した。 ・ 個別駐車場に係る将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を評価するため、個別駐車場の投資方針、立地環境、競合他社の動向、周辺の開発計画などを踏まえた事業計画の達成可能性に影響を与えるリスク要因及び新型コロナウイルス感染症の影響について経営者に対して質問するとともに、稟議書を閲覧した。 ・ 個別駐車場に係る将来キャッシュ・フローの見積りについて、会社が収集した立地環境、競合他社の動向、周辺の開発計画などの情報の信頼性を評価したうえで、当該キャッシュ・フローとの整合性を確かめた。また、報道機関や地方自治体から公表されている開発計画などの入手可能な外部情報との整合性を確かめた。

その他の事項

会社の令和3年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して令和3年12月16日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パラカ株式会社の令和4年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、パラカ株式会社が令和4年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。